

平成十九年二月

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の説明書

外務省

目次

	ページ
一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
5 我が国が行う宣言	二
二 議定書の内容	二
1 占領地域からの文化財の輸出の防止	二
2 文化財の管理	二
3 文化財の返還	二
4 善意の所持者に対する補償	三
5 文化財の寄託及び返還	三
6 署名等	三
7 留保	三
8 最終規定	三
三 議定書の実施のための国内措置	三
(参考)	四

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、昭和二十一年（千九百四十六年）の設立以来、教育、科学及び文化の活動を通じて諸国間の協力を促進し、国際平和に寄与することを目的として、その憲章上の任務の一つである文化財の保存に貢献してきた。

(2) 第二次世界大戦中に文化財の大量破壊、盗取等の被害があつたことを受け、武力紛争下における文化財保護のための包括的な国際約束を作成すべきであるとの認識が国際社会において高まつたことを踏まえ、昭和二十九年（千九百五十四年）五月十四日、「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」（以下「議定書」という。）が、ユネスコの主導の下、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」と共に作成された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、武力紛争の際の文化財の保護のため、占領地域からの文化財の流出を防止すること等について規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、文化財の保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 占領地域から直接又は間接に輸入される文化財を管理すること。

(2) 自国の領域内にある文化財であつて占領地域から輸出されたものを、敵対行為の終了の際に、従前に占領された地域の権限のある当局に返還すること。

(3) 武力紛争による危険からの保護を目的として寄託された文化財を、敵対行為の終了の際に、当該文化財の出所である領域の権限のある当局に返還すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書は、既に九十三箇国が締結しており、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約と共に、国際的な文化財の保護のための主要な条約とみなされている。我が国が、国際社会における文化財の保護のための取組において積極的な役割を果たすとの見地から、この議定書を早期に締結することが望ましい。

5 我が国の行う宣言

我が国がこの議定書の締結に当たり行う留保に関する宣言は、次のとおりである。

我が国としては、議定書の3の規定に定める文化財の返還の義務（下記2の3参照）について、一定の措置をとることに加え、我が国に輸入され、かつ、善意の所持者が管理する当該文化財については、民法の規定により、盗難又は遺失の時より二年間は、被害者等がそのものの回復を請求することができることとなる。ただし、当該二年間を経過したものについては、国が所有するものを除き、議定書の3の規定に定める義務を履行することができない事態が生ずる可能性も排除されないところ、我が国として議定書の3の規定につき、議定書の9の規定に基づき留保を付する旨を宣言する。

二 議定書の内容

この議定書は、本文十五の規定及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 占領地域からの文化財の輸出防止（1の規定）

締約国は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約第一条に定義する文化財が、武力紛争の際に自国が占領した地域から輸出されることを防止することを約束する。

2 文化財の管理（2の規定）

締約国は、占領地域から直接又は間接に自国の領域内に輸入される文化財を管理することを約束する。この管理は、文化財が輸入された時に自動的に行い、又は自動的に行うことができない場合には当該占領地域の当局からの要請により行う。

3 文化財の返還（3の規定）

締約国は、自国の領域内にある文化財であつて1に定める原則に違反して輸出されたものを、敵対行為の終了の際に、従前に占領された地域の権限のある当局に返還することを約束する。

4 善意の所持者に対する補償（4の規定）

自国が占領した地域から文化財が輸出されることを防止する義務を負っていた締約国は、3の規定に従って返還されなければならない文化財の善意の所持者に対して補償を行う。

5 文化財の寄託及び返還（5の規定）

締約国の領域を出所とする文化財であつて武力紛争による危険からの保護を目的として当該締約国により他の締約国の領域内に寄託されたものは、敵対行為の終了の際に、当該他の締約国により、当該文化財の出所である領域の権限のある当局に返還される。

6 署名等（6の規定から8の規定まで）

この議定書の署名、批准及び加入について規定している。

7 留保（9の規定）

署名、批准又は加入の際に、Iの規定（1の規定から4の規定まで）に拘束されないこと又はIIの規定（5の規定）に拘束されないことを宣言することができる。

8 最終規定（10の規定から15の規定まで）

この議定書の効力発生、廃棄、改正等について規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のため、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案が今次国会に提出されている。

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 昭和二十九年五月十四日 ハーグにおいて採択

2 効力発生 昭和三十一年八月七日

3 締約国 平成十九年二月一日現在 九十三箇国

アルバニア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マレーシア、マリ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モロッコ、ミャンマー、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ、バチカン、イエメン